

# 熊本県産業廃棄物 処理基本計画

—概要—

## ＝事業者の自己処理原則打出す＝

近年における社会経済の進展と、生活様式の多様化に伴い、生産から消費にいたる過程において排出される廃棄物の量は増加の一途をたどり、質的にも処理困難なもの、あるいは有害物質を含むものも排出されるようになり、生活環境の汚染を引き起こし、その処理が重大な社会問題となるに至りました。

この度、県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資するため、法律に基づいて「熊本県産業廃棄物処理基本計画」を策定し、本県における産業廃棄物に関する基本方針を明らかにするとともに、処理体系を整え、その適正処理の確保を図ることとしました。

□計画対象廃棄物  
 ◎燃えがら ◎汚でい ◎廃油(溶剤、ピッチ類を含む) ◎廃酸 ◎廃アルカリ ◎廃プラスチック類(合成ゴム、タイヤを含む)等、法律で定める十九種類の産業廃棄物。

### 一、処理計画

1 処理体系毎の役割

産業廃棄物の適正処理を確保するため、事業者の自己処理責任の原則を確立し、処理業者、市町村、県の役割を明確にして、相互の連携・協調のもとに、円滑な廃棄物処理対策を推進する。

(1) 事業者の責任

事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者自らの責任と負担において、法令の定めるところに従い、適正に処理しなければならないが、特に次の点に留意して行うこと。

イ 発生量・性状等の把握  
 発生する廃棄物について常に性状、数量等をは握し、処理処分の状況を記録し保存する。

ロ 無害化・安定化  
 有害物質を含む産業廃棄物は、焼却、コンクリート固化等により無害化・安定化する。

ハ 資源化・減量化  
 循環方式等による発生量の抑制、積極的な資源化、再生利用を図り、減量化に努める。

ニ 共同処理の促進  
 工業団地、系列企業等にあつては、極力共同処理を促進する。

ホ、委託処理  
 処理業者に委託して処理する場合でも、事業者の責務が全うされる形体もとに行うこと。

ヘ 処理施設等の管理の徹底  
 特に公害防止の見地から、処理施設、埋立地の管理の徹底を期する。

(2) 産業廃棄物処理業者の役割  
 産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の重要な処理機関としての責任を自覚し、法令を遵守して、県、市町村の指示、指導に従い業務を遂行する。委託を受けた産業廃棄物についての処理処分の状況

を、明確に記録し、保存する。

(3) 市町村の役割  
 市町村において一般廃棄物と併せ処理可能なもの、その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物は、処理費用を徴収し、且つ、一般廃棄物処理事業に支障を来さない範囲で処理の円滑を図る。

ロ 事業者に対する指導  
 事業者の取集と実態の把握

イ 情報の取集と実態の把握  
 国及び関係機関、事業所との連携を密にし、情報の取集と、県内における産業廃棄物の発生及び処理処分等の実態は握に努める。

ロ 事業者、処理業者に対する監視指導の徹底  
 事業者処理体制の整備  
 事業所内における責任体制、処理処分体系が確立されるよう指導する。

ニ 産業廃棄物処理業者の育成  
 産業廃棄物処理業者、再資源化業者の健全な育成に努める。

ホ、中小企業に対する援助  
 中小企業における産業廃棄物の適正処理を確保するため、処理施設の整備などについて必要な融資のあっせん等に努める。

### 2 種類別処理方針

産業廃棄物の処理に当たっては、法令の定める基準に従うほか、可能な限り再

生利用、資源化等、有効利用の促進を図るとともに、無害化・安定化と減量化に努めなければならない。(以下計画で

は、産業廃棄物の種類毎の処理方針について記述されているが紙面の都合で割愛します。)

産業廃棄物種類・業種別推計排出量

(昭和55年) (トン/月) (トン/月)

種類	廃棄物量 トン/月	構成比 %	50年		55年		
			業種	廃棄物量	%	廃棄物量	%
総廃棄物量	815,192	100.0	総廃棄物量	620,709	100	815,192	100
セルローズ系	222,564	27.3	農業	924	0.2	1,284	0.2
汚でい	101,755	12.5	林業・狩猟業	124	0.0	168	0.0
廃酸・廃アルカリ	92,469	11.3	漁業・水産業	747	0.1	756	0.1
土砂	49,636	6.1	鉱業	8,018	1.3	5,118	0.6
がれき	16,631	2.0	建設業	211,743	34.1	270,095	33.1
雑ごみ	14,552	1.8	製造業	174,447	28.1	236,387	29.0
動植物性残渣	14,769	1.8	卸小売業	14,670	2.4	16,975	2.1
建設廃材	13,576	1.7	金融保険業	59	0.0	69	0.0
鉱さい	11,088	1.4	不動産業	5	0.0	8	0.0
家畜フン尿	259,735	31.9	運輸・通信業	3,159	0.5	4,088	0.5
農業用ビニール	1,038	0.1	電気・ガス水道	46	0.0	56	0.0
その他	17,379	2.1	サービス業	15,297	2.5	19,413	2.4
			家畜ふん尿	190,606	30.7	259,735	31.9
			農業用ビニール	865	0.1	1,038	0.1

### 3 埋立処分地計画

産業廃棄物の最終処分は、原則として埋立処分によることとし、事業者は次により埋立地の確保と、適切な維持管理に努める必要がある。

(1) 埋立地の確保と維持管理に当たっては、次の事項に留意すること。

水道水源等の飲用水源に影響を与えない地域。都市計画、土地利用計画等との整合を図る。長期に亘る埋立が可能。公害、災害発生の恐れがないこと。公共用水、地下水の汚染防止等。

(2) 新規立地企業は事前に埋立地の確保を含む産業廃棄物処理計画を策定すること。

(3) 大企業にあつては、原則としてその系列企業を含めて、埋立地の確保に努めること。

(4) 埋立地の単独確保が困難な場合は、できる限り共同して、その確保に努めること。

### 二、本計画推進のための方策

- 1 実態の把握  
 発生する廃棄物の性状及び処理処分について、その実態を把握し、事業者、処理業者にその処理処分についての記録を保存させる。
- 2 県における監視指導体制の強化
- 3 検査体制の整備

### 三、今後の課題

- 1 事業者責務の徹底と意識の高揚  
 産業廃棄物処理の重要性と、社会的要請に対応するため、排出者自己処理責任意識の高揚を図る必要がある。
- 2 埋立処分地の確保  
 将来ますます困難が予想される最終処分地の確保には、事業者の努力は勿論であるが、国及び地方公共団体においても真剣に取り組み必要がある。
- 3 再資源化、処理技術の開発促進  
 産業廃棄物の再資源化、処理技術は、未だ十分でなく、その処理に困難を来しているため、これの早期開発を積極的に促進する必要がある。